場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　電話022―225―2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑮　本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadashi Nawata Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Karakuwa-area Tunnel in Route45

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 5 November 2014

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 December 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 10 December 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 10 December 2014)

(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsuka-machi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合)。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４(1)の担当部局の受付時間))とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成26年12月10日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成26年11月５日午後４時まで

②’　見積書の提出期限　平成26年11月18日午後４時まで

③　入札の締切　平成26年12月10日午後４時まで

④　開札日時　平成26年12月17日午前10時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成26年11月27日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 10 月 21 日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　野田　　徹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　H26―28金沢東環　神谷内トンネル（Ⅱ期線）工事（電子入札対象案件）

(3)　工事場所　石川県金沢市神谷内町地先～小坂町地先

(4)　工事内容

工事延長　Ｌ＝410m

トンネル本体工（ＮＡＴＭ）

・掘削・支保工　410m

・覆工・防水工　410m

・インバート工　410m

・坑内付帯工　１式

・坑門工　１式

地盤改良工　１式

坑口法面工　１式

(5)　工期　契約締結日の翌日から平成28年８月15日まで

(6)　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式(技術提案評価型Ｓ型)の試行工事である。

２）本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）を提出した者のうち、１次審査の審査評価点の合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５(1)の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

７）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号)」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案)」に基づき行うものとする。

８）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。)を配置することができる試行工事である。

２　競争参加資格

下記(1)に掲げる競争参加資格を満たす者を指名し、指名を受けた者のうち下記(2)に掲げる競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

(1)　一次審査　下記１）～12）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体という」。)及び経常建設共同企業体であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～12）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価の評価点合計が高い順に10者までとする。(ただし、11者目以降の者のうち評価点合計が10者目と同点の者を全て含める。)また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して指名するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における平成25・26年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定に際に客観的事項（共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1200点以上であること。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。)でないこと。